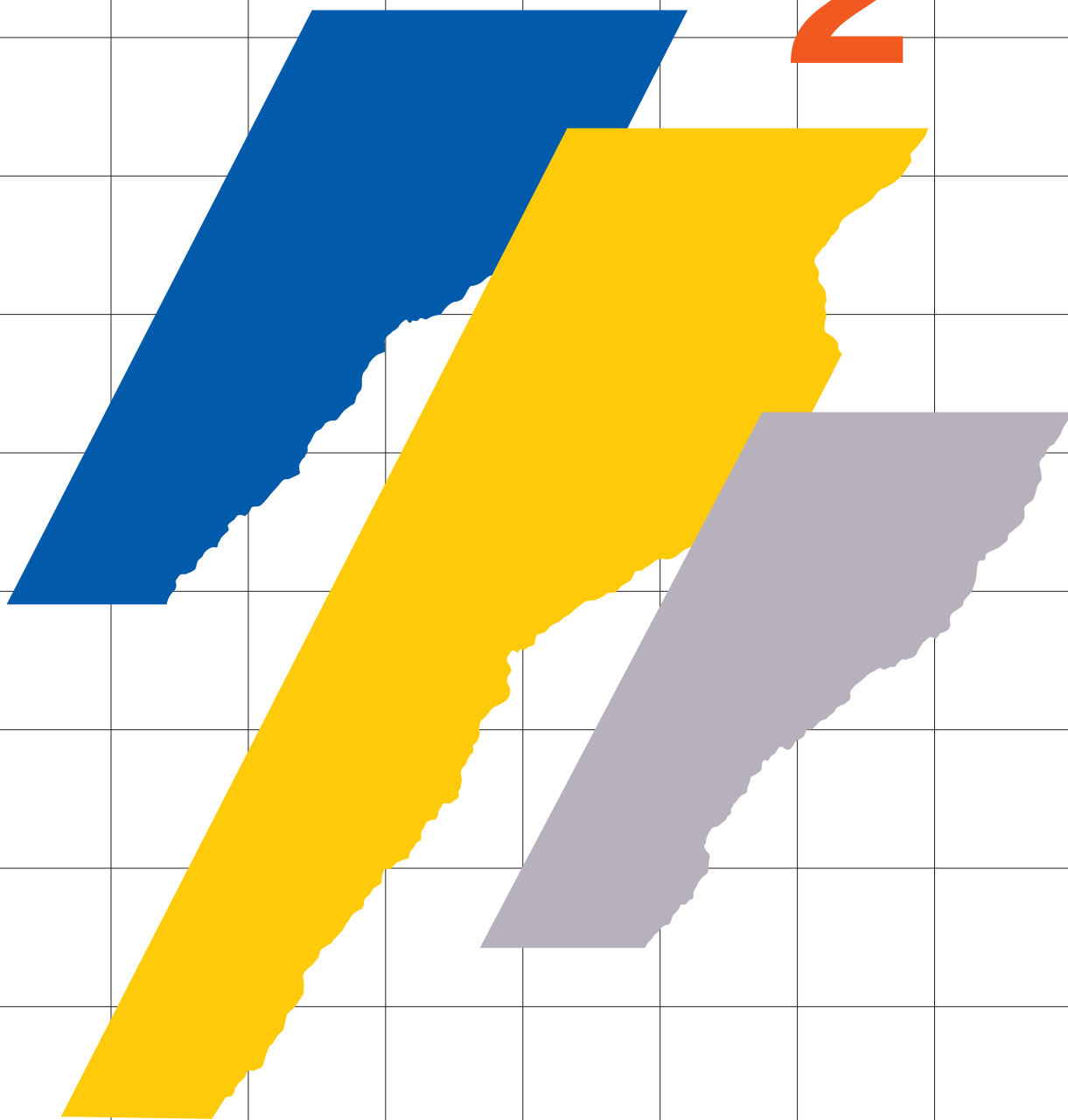
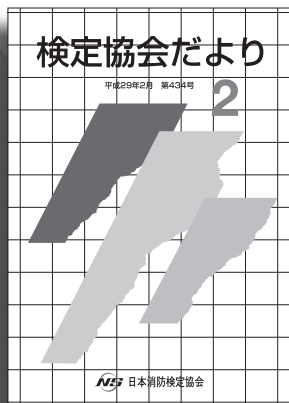


検定協会だより

平成29年2月 第434号

2





平成
29年
2月号

<http://www.jfeii.or.jp>

目次

巻頭のことば

- 1 「災害に強く安心・安全に暮らせるまち」を目指す
新しい静岡市消防局

静岡市消防局長 望月 昇

事例紹介

- 3 東京消防庁管内における政令対象物の火災状況（その1）

東京消防庁予防部調査課

協会情報

- 15 消防用機器に係る海外の認証制度及び認証機関等
に関する調査研究事業について【12カ国編】

企画研究部 企画研究課

- 32 平成29年度「一般公開」のお知らせ

日本消防検定協会

おしらせ

- 34 有効期限を経過した受託評価品目

- 35 協会通信・業界の動き・
消防庁の動き

- 40 検定・性能評価・受託評価数量
(平成29年1月)

- 39 新たに取得された型式一覧

「災害に強く安心・安全 に暮らせるまち」を目指す 新しい静岡市消防局

静岡市消防局長
望月 昇



静岡市消防局は、平成28年4月1日から島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町の2市2町との消防救急広域化により、1局、2部、8課、9消防署、1分署、23出張所の組織で職員数1,039名（条例定数）の新体制になりました。そして、管轄区域は、政令指定都市のうち最も広い約2,350km²になり、約90万人の住民の命を守る消防組織となりました。

管轄区域の南には駿河湾の海岸線が広がり、北は3,000m級の山々が連なる南アルプスを背後に、安倍川や大井川の一級河川も抱え、豊かな美しい自然と温暖な気候そして登呂遺跡に象徴される弥生時代から今川義元氏、徳川家康公の時代を経て現代に至るまで、様々な歴史を刻み育まれた独自の地域資源に恵まれています。

インフラ環境では、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号線、東海道新幹線、東海道本線といった日本の東西大都市を繋ぐ大動脈が走り、南北には中部横断自動車道が現在建設中であり、近い将来には供用開始が予定されています。大井川沿いには、全国で唯一常時運転している蒸気機関車で有名な大井川鐵道、国内線をはじめ東アジア路線も多数発着する富士山静岡空港、そして国際貿易と遠洋漁業の基地であり、国際拠点港湾として日本を代表する清水港など大規模社会資本を有しています。また、清水港周辺には石油コンビナート等特別防災区域、隣接する御前崎市には中部電力浜岡原子力発電所があり、雄大な自然と地域住民の暮らし、政治経済、各種インフラとエネルギー基幹産業が融合する地域です。

一方、高齢社会や人口減少社会の到来、経済情勢の急速な変化など難しい行政運営が求められる状況の中、発災が懸念される東海地震や南海トラフ巨大地震では、極めて甚大な人的・物的被害をもたらすリスクが明らかになりました。静岡県第4次地震被害想定での最大級の地震・津波による被害は、これまでの予想をはるかに上回るもので、管轄区域の最大死者数は3万人を超えると予想されており、消防機関に寄せる住民の期待

は益々大きくなっており、あらゆる事態に対して十分な対策と即時に対応できる防災体制の構築が強く求められています。

こうした住民の期待に応えるための一つとして、広域化に合わせて運用が開始された新庁舎は、液状化対策と免震構造を備えた鉄骨鉄筋コンクリート造地上6階建てで、駿河消防署と指令センターを含めた消防本部庁舎となりました。

この庁舎には自衛消防業務講習を実施する専用室、防災教育の充実を図るための救急指導室や予防指導室、火災現場で収集した燃焼物の分析や火災発生のメカニズムを調査するための火災調査試験室を備えているほか、震災による断水にも対応できる耐震性防火用井戸、自家用給油取扱所等大規模災害時の消防機能を確保するための様々な施設を備えた防災拠点となっています。また、指令センターでは、大規模災害へも対応可能な消防総合情報システムにより広域化市町の災害情報も一括受信し、情報の一元管理を図ることで現場活動支援体制の強化、現場到着時間の短縮等効率の高い出動体制が確保されています。

また、本年の静岡市消防局の取組みとして、施策の一つである「救命体制の充実」を図るため消防と教育委員会が連携し、静岡市内128校の小中学生を対象に救命講習を実施します。学校教育の中で「命の大切さ」や「応急手当の重要性」を青少年期から根付かせ、「互いに助け合う精神」を育むことで、人格形成及び安全教育に繋げていくことを目的としています。毎年、小学5年生及び中学2年生の約1万人を対象として、各学校にて救命講習を実施し、将来的に全住民が応急手当を修得することにより、バイスタンダーとして心肺蘇生実施率を向上させ、傷病者の社会復帰に繋がると期待しています。

さらに、救急事故現場等において、応急手当実施者に勇気ある行動への謝意を伝えるとともに、「応急手当感謝カード」を手渡す取組みを始めました。応急手当実施者が感染症等の不安や何らかのストレス障害等を感じた場合に、カードに記載されている相談窓口へ連絡することにより、適切な助言や医療機関など情報提供を得ることで、不安解消を図るフォローアップ体制を確立しました。

静岡市消防局の取組みの一例をあげさせて頂きましたが、広域化によるスケールメリットを活かした大規模災害等への備えのみならず、住民の皆様の視点に立ったきめ細やかな行政サービスも提供していきます。

消防力が強化され、充実したと感じられるよう「災害に強く安心・安全に暮らせるまち」を目指す新しい静岡市消防局に御期待ください。

結びに、日本消防検定協会並びに全国の消防関係者皆様方の益々のご発展を祈念し、巻頭のことばとさせていただきます。

東京消防庁管内における政令対象物の火災状況 (その1)

東京消防庁予防部調査課

はじめに

政令対象物とは、防火対象物のうち消防法施行令別表第一（18項から20項を除く。）に掲げる建物を指し、平成27年3月末現在、東京消防庁管内の政令対象物数は386,930棟で、5年前の平成22年3月末現在と比べて79,774棟（26.0%）増加している。

平成18年以降、東京消防庁管内の火災は5,000件台の発生で推移していたが、平成26年には5,000件を割り込み、平成27年は消防事務の受託を開始した昭和35年以降では最少の件数となった。火災件数は全国的に見ても減少傾向にあるが、政令対象物はその用途や規模、利用者の性質が多岐に渡り、近年では高齢者福祉施設や簡易宿泊所で発生した火災が甚大な被害をもたらしている。

本稿は、平成27年中に東京消防庁管内で発生した火災のうち、政令対象物の火災データを基にその実態を分析し、基礎資料としてまとめたものである。

（2月号と3月号に分け掲載する。）

1 平成27年中の火災の状況

(1) 火災状況

平成27年中の火災件数は4,433件で、前年と比べて372件（7.7%）減少した。当庁は昭和35年から逐次都内市町村の消防事務の受託を開始し、火災件数が9,000件台に達した時期もあった。その後減少傾向が続き、平成18年に5,000件台に割り込み、以降5,000件台で推移していたが、平成26年からは4,000件台になった。

火災種別、損害額、死傷者等の状況は表1-1のとおりである。

(2) 火災による死傷者の状況

平成27年中の火災による死者は95人で、前年と比べて1人増加した。

死者95人のうち自損16人（前年と同数）を除いた死者数は79人で、前年と比べて1人増加しているが、自損を除く死者は平成21年以降毎年100人未満で推移している。

平成27年中の自損を除く死者のうち、高齢者の占める割合は67.1%と約7割を占め、前年より15.0ポイント減少している。

表1-1 火災状況（最近10年間）その1

年別	火災状況												
	合計	建物					林野	車両	船舶	航空機	その他	治外法権	管外からの延焼火災
		小計	全焼	半焼	部分焼	ぼや							
18年	5,915	3,727	168	160	824	2,575	7	533	6	-	1,639	3	-
19年	5,800	3,637	148	127	773	2,589	2	496	4	1	1,656	4	-
20年	5,763	3,731	141	138	798	2,654	6	440	3	-	1,582	1	-
21年	5,601	3,493	142	119	672	2,560	-	455	5	-	1,645	3	-
22年	5,088	3,214	114	106	621	2,373	3	409	5	-	1,455	2	-
23年	5,341	3,247	111	130	602	2,404	6	404	2	-	1,681	1	-
24年	5,089	3,346	110	119	578	2,539	2	300	2	1	1,437	-	1
25年	5,191	3,269	124	93	565	2,487	3	299	3	1	1,615	-	1
26年	4,805	3,002	89	84	506	2,323	5	332	2	-	1,463	1	-
27年	4,433	2,922	84	93	515	2,230	3	296	2	3	1,204	3	-
対前年比	▼372	▼80	▼5	9	9	▼93	▼2	▼36	-	3	▼259	2	-
10年平均	5,303	3,359	123	117	645	2,473	4	396	3	/	1,538	/	/

注1 治外法権とは、治外法権地域及び対象物の火災のことをいいます。

2 管外からの延焼火災とは、当庁管轄地域外から発生した火災が当庁管轄地域に延焼した火災のことをいいます。

3 治外法権火災及び管外からの延焼火災は火災件数のみ計上し、他の項目欄には計上していません。

4 ▼は減少を示します。(以下、同じ。)

高齢者以外（未成年、成人）の死者は、10年間でみると減少傾向で推移している。

最近10年を見ると、高齢者の死者は年ごとの増減はあるもののほぼ横ばいで推移しているのに対し、高齢者以外（未成年、成人）の死者は平成26年までは減少傾向で推移していたが、平成27年は増加した。

平成27年中の複数の死者が発生した火災は前年より1件増加し7件で、2人の死者が発生した火災が6件（前年と同

数）と3人の死者が発生した火災が1件（前年比1件増加）であった。

平成27年中の建物から出火した火災で焼損床面積が3㎡以下の火災による死者は6人で、前年と比べて13人減少し、最近10年間では最少となった。

最近10年間の死者131人を焼損程度別にみると、ぼや（焼損床面積、または焼損表面積が計上されない火災）で60人、部分焼で71人と、部分焼火災での発生が11人上回っている。

表1-2 火災状況（最近10年間）その2

年別	損 害 状 況							死 者	負 傷 者
	焼 損 棟 数	り 災 世 帯	り 災 人 員	焼 損 床 面 積 (㎡)	焼 損 表 面 積 (㎡)	林 野 焼 損 面 積 (a)	損 害 (千円) 額		
18年	4,605	3,791	8,242	42,300	15,388	235	8,409,732	116(30)	1,234
19年	4,359	3,614	7,711	32,040	12,583	324	7,475,168	149(35)	1,230
20年	4,434	3,437	7,264	34,870	14,343	16	9,352,367	128(27)	1,187
21年	4,187	3,152	6,348	30,679	10,237	15	6,419,440	129(31)	1,025
22年	3,805	2,719	5,517	25,722	11,054	92	5,016,737	105(16)	932
23年	3,840	2,797	5,627	26,435	10,937	905	5,222,905	84(14)	962
24年	3,869	2,593	5,287	25,079	7,861	121	4,479,117	115(21)	832
25年	3,803	2,594	5,126	25,674	11,377	22	6,037,529	87(10)	781
26年	3,451	2,587	4,955	23,478	9,066	857	4,889,803	94(16)	790
27年	3,390	2,413	4,802	20,750	9,521	21	3,925,669	95(16)	827
対前 年比	▼61	▼174	▼153	▼2,728	455	▼836	▼964,134	1(-)	37
10年 平均	3,974	2,970	6,088	28,703	11,237	261	6,122,847	110(22)	980

注 死者の()内は、「自損行為による死者」を内数で示したものです。

焼損床面積 3 ㎡以下の火災による死者の年代別構成比をみると、高齢者が 64.1%、高齢者以外が35.9%で、高齢者の死者が 6 割を超えている。

最近10年間の建物から出火した火災で焼損床面積が 3 ㎡以下で死者の発生した火災は129件で、主な出火原因を見ると、たばこが60件（46.5%）でほぼ半数を占めており、以下、ガステーブル等、ストーブ等の順で発生している。

平成27年中の死者の発生した火災（自損により発生した火災を除く。）は71件で、前年と比べて 1 件減少している。こ

のうち、「たばこ」による火災は15件（21.1%）で16人（20.3%）の死者が発生し、前年と比べて 5 人減少しているが、高齢者の死者は14人（87.5%）で 8 割以上を占めている。

(3) 火災による負傷者

平成27年中の火災による負傷者は827人で、前年と比べて37人増加した。都内市町村の受託事務を開始した昭和35年以降最も少なかった平成25年以降 2 年連続の増加であった。

平成27年中の負傷者827人のうち、消

防職・団員などの消防活動従事者12人（1.5%、前年と同数。）を除いた一般人の負傷者は815人で、前年と比べて38人増加している。3人以上の負傷者が発生した火災は48件で193人の発生となっており、前年と比べて件数で5件、人数で15人増加した。

負傷者の年代別発生状況の推移をみると、高齢者の負傷者はほぼ横ばいで推移しているのに対し、成人の負傷者が減少傾向で推移している。

平成27年中の負傷者804人の負傷程度をみると、「重篤」が22人（2.7%）、「重症」が96人（11.9%）、「中等症」が172人（21.4%）、「軽症」が514人（63.9%）で、

6割近くが軽度の負傷で止まっている。

また、「30日死者（火災により負傷したのち48時間を経過し30日以内に死亡した者をいう。）」は4人で前年と比べて3人減少し、すべて建物火災で発生している。

(4) 主な出火原因別の傾向

平成27年中で最も多いのは「放火（疑いを含む、以下同じ。）」の1,027件で、前年と比べて354件減少し、最近10年間では最も少ない発生件数であった（表1-3参照）。

全火災件数（管外からの延焼火災3件を除く。）に占める割合は23.2%で、前

表1-3 主な出火原因別火災件数（平成27年中の上位10件）

年別	放火 (疑い 含む)	た ば こ	ガ ス テ ー プ ル 等	大 型 ガ ス こ ん ろ	電 気 ス ト ー ブ	火 遊 び	コ ー ド	コ ン セ ン ト	差 込 み プ ラ グ	屋 内 線
18年	1,968	810	608	82	101	152	62	49	33	42
19年	1,852	934	606	94	89	130	76	53	39	36
20年	1,809	821	583	97	113	168	75	45	38	40
21年	1,835	769	544	109	105	153	46	51	48	53
22年	1,534	771	450	101	95	115	70	53	52	39
23年	1,657	794	427	98	115	109	48	74	38	37
24年	1,507	709	441	92	118	98	77	70	56	33
25年	1,622	737	418	102	105	74	49	66	69	46
26年	1,381	710	415	110	104	76	45	48	59	41
27年	1,027	664	457	118	75	72	57	53	47	46
対前年比	▼354	▼46	42	8	▼29	▼4	12	5	▼12	5
構成比(%)	23.2	15.0	10.3	2.7	1.7	1.6	1.3	1.2	1.1	1.0

注 構成比は平成27年中です。

年の28.7%と比べて5.5ポイント減少した。

(5) 建物出火用途別の火災状況

平成27年中の建物から出火した火災（火元が建物の火災で、火災種別の「建物火災」の件数とは異なる）は2,827件で、前年より51件減少した。

主な建物出火用途別火災件数は表1-4のとおりである。

平成27年中の火災状況は、「住宅・共同住宅等（下宿・寄宿舎含む。）」の居住用建物からの出火（以下「住宅火災」と

いう。）が1,675件（59.3%、前年比0.4ポイント増加）、「飲食店」が339件（12.0%、同1.7ポイント増加）、「事務所等」が121件（4.3%、前年と同数）、「工場・作業場」が95件（3.4%、同0.5ポイント増加）などとなっている。

以下、政令対象物のうち火災件数が多い「飲食店」並びに「事務所等」、「工場・作業場」について取り上げる。

2 飲食店

(1) 火災状況

ここでいう「飲食店」の火災とは、政

表1-4 建物用途別の火災状況（平成27年中の住宅火災を除く上位8件）

年別	住宅火災	内 訳		飲 食 店	事 務 所 等	工 場 ・ 作 業 場	百 貨 店 ・ 物 販 等	学 校	ホ テ ル ・ 旅 館	病 院	社 会 福 祉 施 設	建 物 から 出 火 した 火 災 (合 計)
		住 宅	共 同 住 宅 等									
18年	2,271	885	1,386	280	134	143	102	51	16	23	24	3,611
19年	2,189	871	1,318	257	124	90	142	44	20	30	23	3,494
20年	2,243	854	1,389	301	117	132	115	35	35	31	25	3,605
21年	2,099	776	1,323	266	139	80	113	55	17	22	17	3,341
22年	1,869	715	1,154	301	128	107	110	37	14	27	16	3,093
23年	1,864	721	1,143	288	129	107	104	35	16	25	21	3,098
24年	1,916	724	1,192	295	144	101	116	37	17	19	23	3,206
25年	1,777	680	1,097	311	130	113	130	38	25	19	21	3,127
26年	1,694	634	1,060	296	123	83	113	27	33	13	21	2,878
27年	1,675	615	1,060	339	121	95	87	29	26	20	20	2,827
対前年比	▼19	▼19	-	43	▼2	12	▼26	2	▼7	7	▼1	▼51
10年平均	1,960	748	1,212	293	129	105	113	39	22	23	21	3,228

注 事務所等は、15項のうち事務所、官公署、銀行の合計です。

令別表第1(3)項口に定める用途部分から出火した火災をいう。

飲食店は、業務上、ガスコンロ、回転釜及びフライヤなど様々な厨房設備器具を設け、これらを常時使用していることや不特定多数の人が利用していることから、潜在的な出火危険と人命危険がある。

ア 年別の火災状況

年別の発生状況については表2-1のとおりである。

平成27年中の火災件数は339件で、前年と比べて43件増加しており、火災程度別にみると、半焼が4件、部分焼が10件、ぼやが29件それぞれ増加している。

焼損床面積は前年と比べて69㎡増加の1,608㎡で、焼損表面積は99㎡増加の1,085㎡となっている。平成27年中は、

100㎡以上焼損した火災が4件発生し、前年と比べて1件減少となっている。

火災による死傷者の発生状況をみると、死者の発生はなく、負傷者は86人で前年と比べて14人増加している。

負傷者86人の内訳をみると、出火した飲食店の「勤務者」が51人(59.3%)で最も多く、その「勤務者」が行為者であるものが37人(72.5%)発生している。

また、飲食店に来ていた「客」の負傷者は8人(9.3%)となっている。

負傷者の受傷程度をみると、「軽症」が54人(62.8%)、「中等症」が26人(30.2%)、「重症」が6人(7.0%)となっており、負傷者の6割以上は「軽症」となっている。

表2-1 年別火災状況（最近10年間）

年 別	火 災 件 数					損 害 状 況				
	合 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	焼 損 床 面 積 (㎡)	焼 損 表 面 積 (㎡)	損 害 額 (千円)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)
18	280	3	10	76	191	1,468	1,165	320,331	1	69
19	257	-	4	54	199	491	326	165,616	-	89
20	301	2	2	74	223	931	1,052	168,145	2	72
21	266	1	3	61	201	761	1,254	245,585	5	85
22	301	1	3	56	241	424	585	247,055	-	74
23	288	3	6	54	225	1,110	856	286,449	-	65
24	295	1	3	64	227	615	567	173,645	1	56
25	311	1	5	66	239	1,224	1,084	289,736	1	75
26	296	2	4	55	235	1,539	986	341,133	-	72
27	339	2	8	65	264	1,608	1,085	322,284	-	86

イ 業態別火災状況

飲食店の業態別にみた火災状況は表2-2のとおりである。

「酒場・ビヤホール」が94件（27.7%）で最も多く、次いで「中華料理店」が56件（16.5%）、「西洋料理店」が35件（10.3%）、「日本料理店」、「そば・うどん店」が各19件（5.6%）などとなっている。

また、「その他の食堂・レストラン」が57件で、このうち焼肉店からの火災が37件（64.9%）発生している。

負傷者をみると、「中華料理店」が23人（26.7%）で最も多く、次いで「酒場・ビヤホール」が13人（15.1%）、「そ

の他の食堂・レストラン」が12人（14.0%）などとなっている。

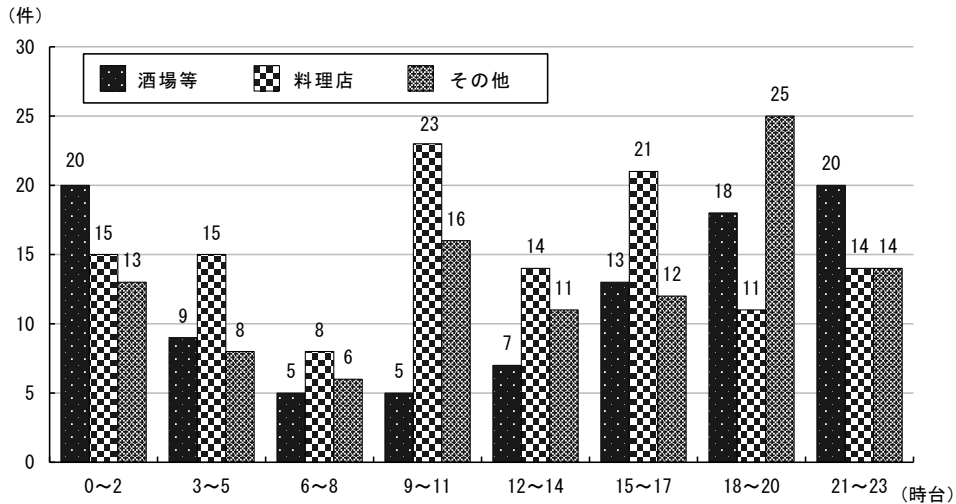
ウ 時間別発生状況

業態をその特性から、酒場等（酒場・ビヤホール、バー・キャバレー等）、料理店（中華料理店、日本料理店、西洋料理店、一般食堂）、その他（喫茶店、すし店、そば・うどん店、その他の一般飲食店、その他の食堂・レストラン、結婚式場業）の3つに大別して、時間帯別にみたのが図2-1である。

出火時間の判明した323件から時間帯別をみると、「酒場等」では、0時台から2時台、21時台から23時台が各20件と最も多く、次いで18時台から20時台が18

表2-2 業態別火災状況

業 態	火 災 件 数					損 害 状 況				
	合 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	焼 損 床 面 積 (m^2)	焼 損 表 面 積 (m^2)	損 害 額 (千 円)	死 傷 者 (人)	負 傷 者 (人)
合 計	339	2	8	65	264	1,608	1,085	322,284	-	86
酒 場 ・ ビ ヤ ホール	94	-	-	22	72	48	165	32,503	-	13
中 華 料 理 店	56	-	4	12	40	432	349	62,183	-	23
西 洋 料 理 店	35	-	-	4	31	24	23	8,085	-	3
日 本 料 理 店	19	1	2	-	16	699	32	89,690	-	4
そ ば ・ う ど ん 店	19	-	1	4	14	29	114	28,534	-	9
一 般 食 堂	15	1	-	4	10	176	71	14,536	-	3
喫 茶 店	12	-	-	1	11	-	5	508	-	4
バ ー ・ キ ャ バ レ ー 等	10	-	-	4	6	48	25	13,783	-	6
す し 店	6	-	1	-	5	70	-	13,264	-	2
結 婚 式 場 業	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-
そ の 他 の 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン	57	-	-	13	44	82	296	58,627	-	12
そ の 他 の 一 般 飲 食 店	15	-	-	1	14	-	5	570	-	7



注 出火時間が不明の16件は除きます。

図2-1 時間帯別火災発生状況

件などとなっている。

また、「料理店」では、9時台から11時台が23件で最も多く、次いで15時台から17時台が21件などとなっている。「その他」では、18時台から20時台が25件で最も多く、次いで9時台から11時台が16件などとなっている。

(2) 出火原因

出火原因については、表2-3のとおりである。

ア 燃焼器具

燃焼器具による火災は186件(54.9%)で、飲食店火災の5割以上を占めている。このうち「大型ガスコンロ」、「大型ガスレンジ」及び「ガステーブル」からの出火が多くなっており、これらで燃焼器具全体のおそよ8割近くを占めている。

燃焼器具による火災のうち、天ぷら油の入った鍋を加熱したまま、放置したり忘れていたりしたために出火したケースが78件(41.9%)となっており、その理由として「他の部屋で仕事をした」が36件(46.2%)で最も多く、次いで「外出した」が8件(10.3%)、「寝込んだ」、「その場を離れて雑談した」が各5件(6.4%)などとなっている。

イ 電気設備器具

電気設備器具による火災は77件(22.7%)発生しており、このうち「コンセント」が9件(11.7%)、「差込みプラグ」が8件(10.4%)などとなっている。

ウ 固体燃料を使用する器具

固体燃料機器による火災は26件(7.7%)で、前年と比べて1件減少している。発火源別にみると、「炭火七厘コンロ」

表2-3 業態別の出火原因

業 態	合 計	出 火 原 因																	
		燃 焼 器 具						電 気 設 備 器 具					固 体 燃 料 器 具				た ば こ	放 火	そ の 他 ・ 不 明
		小	大 型 ガ ス こ ん り ン ジ	大 型 ガ ス レ ン ジ	ガ ス テ ー プ ル	無 煙 ガ ス ロ ー ス タ	そ の 他 の 燃 焼 器 具	小	コ ン セ ン ト	差 込 み プ ラ グ	屋 内 線	そ の 他 の 電 気 設 備 器 具	小	炭 火 七 厘 こ ん り ン	無 煙 炭 火 ロ ー ス タ	そ の 他 の 固 体 燃 料 使 用 器 具			
合 計	339	186	107	29	11	8	31	77	9	8	5	55	26	11	7	8	10	6	34
酒 場 ・ ビ ャ ホ ー ル	94	59	29	13	6	-	11	21	3	1	1	16	2	1	-	1	5	3	4
中 華 料 理 店	56	39	39	-	-	-	-	9	1	-	2	6	2	1	-	1	1	-	5
西 洋 料 理 店	35	18	4	7	-	-	7	10	-	3	-	7	2	-	-	2	-	-	5
日 本 料 理 店	19	7	2	3	1	-	1	7	1	1	-	5	-	-	-	-	2	-	3
そ ば ・ う ど ん 店	19	12	10	1	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
一 般 食 堂	15	7	4	1	1	-	1	5	-	-	-	5	-	-	-	-	-	2	1
喫 茶 店	12	1	1	-	-	-	-	10	2	1	1	6	1	-	-	1	-	-	-
バ ー ・ キ ャ バ レ ー 等	10	6	3	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
す し 店	6	3	3	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1
そ の 他 の 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン	57	27	9	3	-	8	7	6	1	-	1	4	19	9	7	3	-	-	5
そ の 他 の 一 般 飲 食 店	15	7	3	1	1	-	2	5	-	2	-	3	-	-	-	-	-	1	2
結 婚 式 場 業	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-

が11件（42.3%）、「無煙炭火ロースタ」が7件（26.9%）などとなっている。固体燃料機器による火災26件のうち17件（65.4%）が、機器から火のついた油や火の粉が散ったり、炭火がはねたりしてダクト内等の油かすに着火したものである。

エ たばこ

たばこによる火災は10件（2.9%）発生しており、完全に消えていないたばこの吸殻を可燃物と一緒にごみ入れ等に捨てたため出火したもの等が9件（90.0%）、たばこの火種が落下したのに気付かず出火したものが1件（10.0%）と

表2-4 発見者区分別火災発見後の行動

発見者	発見後の行動															
	合計	消火した	火災を知らせた	消火後通報した	通報した	火災を知らせ消火した	消火後火災を知らせた	何もしなかった	通報を依頼した	消えず避難した	消えず火災を知らせた	消えず通報を依頼した	消えず通報した	火災を知らせ通報した	消火を依頼した	その他
合計	190	39	25	23	19	8	8	7	6	6	5	5	5	5	5	24
行為者	74	16	3	12	7	1	4	3	1	4	3	3	4	2	1	10
行為者以外（従業員）	116	23	22	11	12	7	4	4	5	2	2	2	1	3	4	14

なっている。

(3) 発見・通報・初期消火等の状況

ここでは、飲食店から出火した火災の発見、通報、初期消火の状況をみていく。

ア 火災発見者の発見後の行動

火災発見時、鎮火状態であった40件を除いた299件の火災のうち、火災の発見者が「行為者」と「行為者以外の当該従業員」である190件の火災発見後の行動についてみたものが表2-4である。

なお、これら190件のうち、発見時の火災状況で最も多いのは「出火した器具又は着火物等が燃焼中」が128件（67.4%）、次いで「立ち上がり燃焼中」が33件（17.4%）などとなっており、8割以上が火災の初期段階で発見されている。

発見後の行動は、「消火した」

が39件（20.5%）と最も多く、次いで「火災を知らせた」が25件（13.2%）、「消火後通報した」が23件（12.1%）、「通報した」が19件（10.0%）などとなっており、ほとんどが火災発見後に何らかの対応行動をしている。

イ 通報状況

通報状況については、図2-2のとおりである。

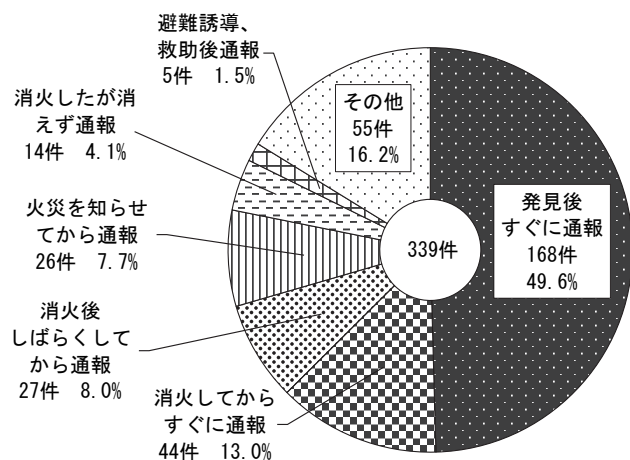


図2-2 通報状況

このうち、「発見後すぐに通報」が168件（49.6%）と最も多く、次いで、「消火してからすぐに通報した」44件（13.0%）などとなっており、比較的早期に通報行動がとられている状況といえる。

通報者については、「行為者」を含め「出火した飲食店の従業員」が111人（32.7%）と最も多く、次いで「出火した建物内の勤務者（出火した飲食店以外）」が53人（15.6%）、「近隣者」が40人（11.8%）、「出火した建物内の警備員」が34人（10.0%）などとなっており、出火した飲食店の従業員等以外からの通報が比較的多くなっている。

ウ 初期消火状況

飲食店から出火した火災339件のうち、初期消火が行われた火災は229件で、その従事率は67.6%である。

主な初期消火の方法は、粉末消火器等の「消火器の使用」が110件（48.0%）で最も多く、次いで「水道の水をバケツ等でかけた」が44件（19.2%）などとなっている。

初期消火に成功したケースは167件で、その成功率は72.9%となっている。消火に従事しながら失敗した62件（27.1%）の主な理由は、図2-3のとおりである。

「消火器が不足」が13件（21.0%）、「ダクト内から出火」が12件（19.4%）、「発見が遅れた」が6件（9.7%）、「壁内から出火」、「あせり消火できず」が各4件（6.5%）などとなっている。

また、初期消火が行われなかったものは110件で、その主な理由は「自然鎮火していた」が33件（30.0%）、「施錠のため室内に入れなかった」が14件（12.7%）

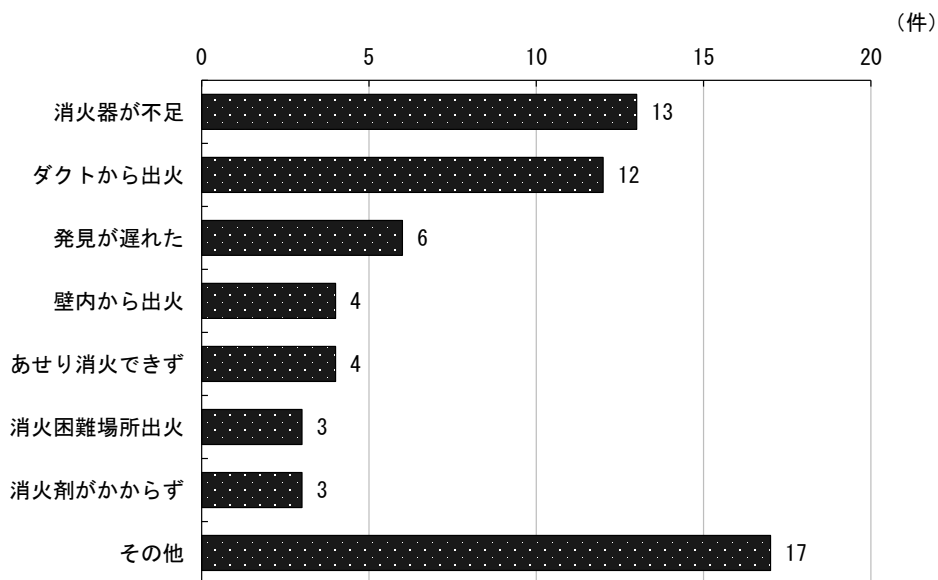


図 2-3 初期消火失敗理由



消防用機器に係る海外の認証制度及び 認証機関等に関する調査研究事業について 【12カ国編】

企画研究部 企画研究課

〇はじめに

日本消防検定協会では、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社に委託し、平成23年度から平成28年度にかけて、延べ12カ国の消防用機器に係る海外の認証制度及び認証機関等に関する調査研究事業を実施し、その概要を検定協会だよりに掲載してきました。本事業については、今年度をもって終了することとしたため、これまでの調査のうち、規制関係、認証機関、認証手続き等について、各国の状況を比較できるよう、一覧にまとめましたので報告いたします。

なお、今回掲載した内容は調査実施時点での内容となっています。

調査内容

1. 規制関係
 - (1) 法体系
 - (2) 認証体系
 - (3) 販売規制
2. 認証機関
3. 認証手続き等

調査対象

調査年度と調査対象国の関係は以下になります。また、各整理表の内容は、調査実施時点での情報です。

- 2010年度：米国、英国（検定協会だより平成23年8、9月掲載）
- 2011年度：中国、インド（検定協会だより平成24年9、10月掲載）
- 2012年度：韓国、マレーシア（検定協会だより平成25年8、9月掲載）
- 2013年度：台湾、シンガポール（検定協会だより平成26年9、10月掲載）
- 2014年度：ベトナム、フィリピン（検定協会だより平成27年8、9月掲載）
- 2015年度：インドネシア、タイ（検定協会だより平成28年9、10月掲載）

1. 規制関係

【法体系・認証体系・販売規制】

	米国		英国	
法体系	<ul style="list-style-type: none"> 連邦法と州法からなる法体系であり、建築基準や防火基準は州に権限がある。 労働者の安全を確保する観点での防火安全規制は、連邦法の『労働安全衛生法』により『労働安全衛生規則(以下「OSHA 規則」という。)』が定められている。 『OSHA 規則』により消防用機器等の設置基準が規定されている。 州独自の規則を制定するには、OSHA から承認 (approve) を受ける必要がある(カリフォルニア州の例: Cal/OSHA)。 		<ul style="list-style-type: none"> 建築規則と火災安全命令に基づく規制 建築規則の付属技術仕様書に火災安全の水準が記されている(建物建設、増設、改装時)。 事業所の供用開始後には火災安全に基づき適切なリスクアセスメントが事業者等に求められる。 	
認証体系	国家規格 / 民間規格	民間規格	国家規格 / 民間規格	民間規格
	国家機関 / 民間機関	民間機関	国家機関 / 民間機関	民間機関
	<ul style="list-style-type: none"> 認証は民間機関が実施(民間規格を使用) NRTL として労働安全衛生庁に承認された機関が認証実務を行う。 		<p>【英国】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証は民間機関が実施 UKAS (英国唯一の認定機関) が認証機関を認定する。 <p>【EU】</p> <ul style="list-style-type: none"> EC が通知機関 (NB) を承認する。 	
販売規制	<ul style="list-style-type: none"> 連邦法では直接的な販売規制はないが、『OSHA 規則』では消防用機器等を含む対象製品に対して NRTL の評価を必要としている。 州以下の行政単位では、消防用機器等を販売するために第三者認証を義務付けていることがある。 		<p>【英国】</p> <ul style="list-style-type: none"> 付属技術仕様書では民間規格を参照することや認証制度の活用が求められるため、販売には第三者機関による認証が基本的に必要と考えられる。 <p>【EU】</p> <ul style="list-style-type: none"> CE マーキングが義務付けられる。 	

	中国		インド	
法体系	<ul style="list-style-type: none"> 『中華人民共和国標準化法』、『中華人民共和国認証認可条例』、『強制的製品認証管理規定』等、複数の法律・条令及び規定により、強制認証制度が担保されている。 防火に関する技術基準に関しては、『国家工程建設消防技術標準』(33 標準)と一致するものと規定されている。 『中華人民共和国消防法』により、消防用機器等は国家標準を満たすことが規定されており、国家標準がない場合には業種標準を満たすことが規定されている。 		<ul style="list-style-type: none"> 連邦法で建築及び消防用機器等の設置基準を規定した法令はなく、州以下の行政組織において規定されている。 州以下の行政組織において規定される建築関連法の火災安全の項目において『National Building Code (以下、NBC という)』が参照され、さらに NBC が IS 規格を参照している。 消防用機器等の設置基準等は NBC に規定されている。 認証機関については連邦法の『BIS act』等により BIS の機能等を規定している。 	
認証体系	国家規格 / 民間規格	国家規格	国家規格 / 民間規格	国家規格
	国家機関 / 民間機関	国家機関	国家機関 / 民間機関	国家機関
	<ul style="list-style-type: none"> 認証制度を所管する中国認証認可監督管理委員会 (CNCA) が CCC 認証機関を指定する (2011 年 12 月現在、HP で確認できるのは 10 機関)。 CCC 認証機関のうち消防用機器等を取り扱う認証機関は公安消防製品合格評定センターの 1 機関のみ。 CCC 認証に要求される試験を実施できるのは CNCA に指定された試験機関のみであり、消防用機器等の試験を実施できるのは 4 試験機関である。 		<ul style="list-style-type: none"> 国内唯一の認証機関の BIS の認証部門 (mark department) の中央部 (central mark department)、各地方機関 (regional office 及び branch office) の認証部門が認証業務を実施する。 消防用機器等の試験が可能な、試験機関は BIS の 3 試験所及び認定試験機関の一部※である。 <p>※BIS のホームページの検索結果では 149 認定試験機関のうち 7 認定試験機関が消防用機器等 (消火器等及び消防用ホース等) の試験が可能である。</p>	
販売規制	<ul style="list-style-type: none"> 強制的に製品認証を行う消防用機器等は国家標準及び業種標準の要求事項に基づき評価され、認証されたもののみが、生産、販売、使用できると規定されている。 違反に関しては、5 千円以上 5 万円以下の罰金が課される。 		<ul style="list-style-type: none"> 消防用機器等は強制認証となっていないため、販売において認証取得する義務はない (販売規制はない)。 NBC では IS 規格を参照しているが、その運用は管轄する消防機関に委ねられるため、他国の認証機関による認証製品も使用されている。 	

	韓国		マレーシア	
法体系	<ul style="list-style-type: none"> 『消防施設の設置・維持及び安全管理に関する法律』により、消防用機器等の型式承認に関する事項を規定している。 具体的な技術基準は、『消防施設の設置・維持及び安全管理に関する法律』及び『消防用品の品質管理等に関する規則』等により規定される。 		<ul style="list-style-type: none"> 連邦と州にそれぞれ立法権がある。建物の防火対策等に関しては、連邦及び州の共同管轄事項となっている。 『1988年消防法』では主に消防機関の責務や権限のほか、火災認証等について規定されている。 『1984年統一建築細則』Part 8 では消防用機器等について適用する規格を指定している。 	
認証体系	国家規格 / 民間規格	国家基準	国家規格 / 民間規格	国家規格
	国家機関 / 民間機関	国家機関※	国家機関 / 民間機関	民間機関
	<ul style="list-style-type: none"> 型式承認は消防防災庁長官から権限を委託された韓国消防産業技術院のみで実施される。 製品検査は韓国消防産業技術院のほかに、消防防災庁長官の審査を受け、基準を満足した場合において指定される製品検査専門機関も実施可能である。ただし2013年1月時点で製品検査専門機関に指定されている法人等は確認できない。 <p>※型式承認のみ</p>		<ul style="list-style-type: none"> 認証業務はマレーシア標準化局によって認定された認証機関が実施している。 マレーシア標準化局は、マレーシア規格を作成及び販売等をする機関として SIRIM Berhad.を指定している。 	
販売規制	<ul style="list-style-type: none"> 法令等で規定された消防用機器等を製造及び輸入しようとする者は、型式承認及び製品検査を受けなければならないが、販売や工事への使用も禁止されている。 型式承認及び製品検査を受けていない並びに合格表示をしていないものを販売等した場合には、3年以下の懲役又は1,500万ウォンの罰金に処される。 		<ul style="list-style-type: none"> マレーシア消防救急局で管理する消防用機器24品目については認証取得が必要である。 認証が無い場合、火災認証や施設許可等の建築検査が不適合となる。 	

	台湾		シンガポール	
法体系	<ul style="list-style-type: none"> 消防用機器等の設置基準や認可基準等の詳細規定は、内政部消防庁が制定した各消防用機器及び設備の認可基準や技術基準に記載されている。(例)：『閉鎖型ヘッドの認可基準』 		<ul style="list-style-type: none"> 『火災安全法』Part 3(施設内における火災予防)第20条に、火災認証(Fire certificate)が規定され、事務所、病院、商業施設、工業用建築物、住居用建築物等のうち一定の基準に該当する建築物は、これを取得する必要がある。 建築物等の防火について規定する『建築物及び配管の防火に関する規則』第22条では、消防安全に関する設計、設置、試験、調査、運用及びメンテナンスに関しては、主に建築物の防火に関する実施規則(通称、消防規則(Fire Code))を参照している。 	
認証体系	国家規格 / 民間規格	国家規格	国家規格 / 民間規格	国家規格
	国家機関 / 民間機関	いずれも可	国家機関 / 民間機関	民間機関
	<ul style="list-style-type: none"> 消防用機器等の認証は、『型式認可』と『個別認可』からなる。 型式認可を実施できる機関は、内政部消防庁の委託を受け、かつ登録した認証機関(政府機関・財団法人・公立/私立大学等)である。 		<ul style="list-style-type: none"> 製品リスティング制度(PLS)の対象となる消防用機器等の認証機関(民間)は、SAC 又は SAC MLA 認定後、SCDFに認定される必要がある。 	
販売規制	<ul style="list-style-type: none"> 法令等で規定された消防用機器等は、型式認可及び個別認可を受けた製品以外の販売等が禁止されている。 認可表示をしていないものを販売等し、有罪判決となった場合には2万台湾ドルから10万台湾ドルの罰金に処される。 		<ul style="list-style-type: none"> 製品リスティング制度の対象となる製品は認証取得の義務がある。 建築物及び配管の防火に関する規則により、合法的な理由なく、要求される規制を拒む又は無視する者、合法的な理由なく、果たすよう通知された要求事項に従うことを怠る者もしくは合法的な理由なく、規制に違反した行動をする者は1万シンガポールドル以下の罰金又は6ヶ月以下の禁固又はその両方が科される。 	

	ベトナム		フィリピン	
法体系	<ul style="list-style-type: none"> 建設法により、建設省が建築物に関する法令等を管轄している。実質的な防火基準としては、建築物の火災安全に関する建築基準(QCVN 06: 2010/BXD)が制定されており、火災の分類、延焼拡大の防止、消防救急活動等について規定されている。 火災予防及び消火活動法により、防火・消火活動に関する業務は公安省が管轄している。同省内の火災予防・消火活動、救急、警察部門が防火・消火活動に関する評価及び承認を行っている。 		<ul style="list-style-type: none"> 消防法に基づき制定された施行令及び規則(IRR)のもと建築物等の防火安全について規制しており、消防局で管轄している。 IRRに基づき、全ての建物は火災安全検査に合格することが求められている。 	
認証体系	国家規格 / 民間規格	国家規格	国家規格 / 民間規格	国家規格
	国家機関 / 民間機関	国家機関	国家機関 / 民間機関	いずれも可
	<ul style="list-style-type: none"> 規格及び技術規則法により、強制適用である「技術規則」と任意適用である「規格」が規定されている。 消防用機器等で強制適用(QCVN及びQCDP)の対象となる製品はない。任意適用であるTCVNの対象となるのは消火器、消防用ホース等、感知器等、スプリンクラー等である。 		<ul style="list-style-type: none"> DTIの傘下に製品標準局(BPS)、フィリピン認定局(PAB)が設置されており、PABが認定機関である。 フィリピン規格認証制度(PS認証制度)は基本的に任意適用であるが、一部の製品は強制認証の対象であり、フィリピン国内ではPSマークを取得しなければならない。 強制認証の対象となるのは消火器のみである。フィリピン国内で生産した消火器に関してはPS認証、輸入品にはICC認証の取得が必要となる。 	
販売規制	<ul style="list-style-type: none"> 消費者権利保護法で、組織又は個人業者等が消費者に対して負う責任等を規定している。具体的な紛争の解決法については、同法の第4章「消費者及び組織又は個人業者間の紛争解決」に規定されている。 		<ul style="list-style-type: none"> PS認証又はICC認証を取得する必要がある。認証マークが貼付けられていない製品は、販売、販売目的の陳列及び設置をしてはならないと規定されている。強制認証に対する違反があった場合は罰金500～150,000フィリピンペソを科すと規定されている。 	

	インドネシア		タイ	
法体系	<ul style="list-style-type: none"> 建築法により、建築物の用途等を規定している。また、建築基準としては、公共工事省令 441/KPTS/1998 が公布されており、第5章で火災安全について規定されている。 火災安全に関する技術基準として、公共工事省令 26/PRT/M/2008 が公布され、インドネシア国家規格が参照されている。 		<ul style="list-style-type: none"> 消防用機器の設置等の具体的な基準が、一般用途の建築物については 1979 年建築管理法、工場用途の建築物については 1992 年工場法のもと、それぞれ各省令及び各条例で規定されている。 消防については、バンコク都及び各行政区が管轄している。 	
認証体系	国家規格 / 民間規格	国家規格	国家規格 / 民間規格	国家規格
	国家機関 / 民間機関	いずれも可	国家機関 / 民間機関	いずれも可
	<ul style="list-style-type: none"> 大統領令 (The Presidential Decree 13/1997) のもと、国家標準機関として国家規格局 (National Standardization Agency of Indonesia: BSN という。)が 1997 年に設立されている。 SNI に適合した製品は、SNI 認証制度によりライセンスが付与される。 		<ul style="list-style-type: none"> 1968 年工業製品規格法のもと、工業省内にタイ工業規格局 (Thai Industrial Standards Institute: 以下、TISI が設立されている。 一般ライセンス又は特定ライセンスに該当する製品については、ライセンスを取得する必要がある。ライセンスの発行においては、「製品試験」及び「品質管理システムの適合性評価」について、認証機関により適合性評価が実施される。 消防用機器等で強制適用となる製品は、消火器 (粉末及び泡) である。 	
販売規制	<ul style="list-style-type: none"> 消費者権利保護法では、組織又は個人業者等が消費者に対して負う責任等が規定されており、消防用機器についても同法が適用されると考えられる。違反があった場合、その内容に応じて罰金 (5~20 億ルピア程度) 又はその他の罰則が科せられる場合がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 工業製品規格法により、ライセンスに適合していない場合には、当該製品の広告、販売、販売目的での保管が禁じられている。違反があった場合、その内容に応じて罰金 (数千~10 万バーツ程度) 又は禁固刑が科せられる場合がある。 	

2. 【認証機関】

	米国	英国
認証機関	<p>15 機関が NRTL として認定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Canadian Standards Association ・ Communication Certification Laboratory, Inc. ・ Curtis-Straus LLC ・ FM Approvals LLC ・ Intertek Testing Services NA, Inc. ・ MET Laboratories, Inc. ・ NSF International ・ National Technical Systems ・ SGS U.S. Testing Company, Inc. ・ Southwest Research Institute ・ TÜV SÜD America Inc. (TUVAM) ・ TÜV SÜD Product Service GmbH ・ TUV Rheinland of North America, Inc. ・ TUV Rheinland of North America, Inc. ・ Underwriters Laboratories Inc. ・ Wyle Laboratories 	<p>84 機関が UKAS から認定されている。(以下は、代表的な 7 機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BRE Global Limited ・ BSI (British Standards Institution) ・ FM Approvals Ltd. ・ Intertek Testing & Certification Ltd. ・ Security Systems and Alarms ・ Inspection Board ・ SGS United Kingdom Limited ・ Sira Certification Service

	中国	インド
認証機関	<p>消防用機器等の認証機関は以下 1 機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公安部消防製品合格評定センター (CCCF) <p>他の製品の認証機関は以下の 9 機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国品質認証センター (CQC) ・ 中国安全技術防犯認証センター (CSP) ・ 中国農機製品品質認証センター (CAM) ・ 中国建築材料検査認証センター (CTC) ・ 北京中化連合品質認証有限公司 (HQC) ・ 中汽認証センター (CCAP) ・ 国建通信認証センター ・ 方圓標誌認証集団 (CQM) ・ 北京中軽連認証センター (CLC) 	<p>消防用機器等の認証機関は以下 1 機関のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Bureau of Indian Standards (BIS)

	韓国	マレーシア
認証機関	<ul style="list-style-type: none"> 韓国消防産業技術院(型式承認及び製品検査いずれも実施可能) 製品検査専門機関(製品検査のみ実施可能) 	消防用機器等の認証機関は以下 1 機関 <ul style="list-style-type: none"> SIRIM QAS International Sdn. Bhd. 他の製品の認証機関は以下の 5 機関 <ul style="list-style-type: none"> Malaysian Rubber Board IKRAM QA Services Sdn. Bhd. SGS (Malaysia) Sdn. Bhd. Moody International Certification (Malaysia) Sdn. Bhd. Malaysian Timber Industry Board

	台湾	シンガポール
認証機関	多数の認証機関が指定されているが、型式認可の全てに対応できるのは以下の 2 機関 <ul style="list-style-type: none"> 財団法人消防安全中心基金会 財団法人中華民国消防技術顧問基金会 	SAC 又は SAC MLA 及び SCDF に認定されているのは以下の 4 機関 <ul style="list-style-type: none"> TÜV SÜD PSB Pte Ltd SETSCO Services Pte Ltd Singapore Test Services Pte Ltd EXOVA (建築部位や建材のみ)

	ベトナム	フィリピン
認証機関	<p>STAMEQ 傘下にある認証機関は以下の 1 機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ベトナム認証センター (QUACERT) <p>STAMEQ 傘下にある認定試験機関は以下の 3 機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証試験所 1 (QUATEST 1) 品質保証試験所 2 (QUATEST 2) 品質保証試験所 3 (QUATEST 3) 	<p>PS 認証制度の認証機関は、BPS 又は BPS に認定された以下の 5 機関</p> <ul style="list-style-type: none"> Bureau of Product Standards SGS Philippines, Inc. TUV Rheinland Philippines, Inc. TUV SUD PSB Philippines, Inc. Certification International Philippines, Inc.

	インドネシア	タイ
認証機関	<p>認証対象製品数の多い(約 70 製品以上)認証機関を次に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> Balai Sertifikasi Industri (Kementerian Perindustrian) SUCOFINDO PT. TÜV NORD Indonesia PT. TÜV Rheinland Indonesia 	<ul style="list-style-type: none"> TISI (Thai Industrial Standards Institute)

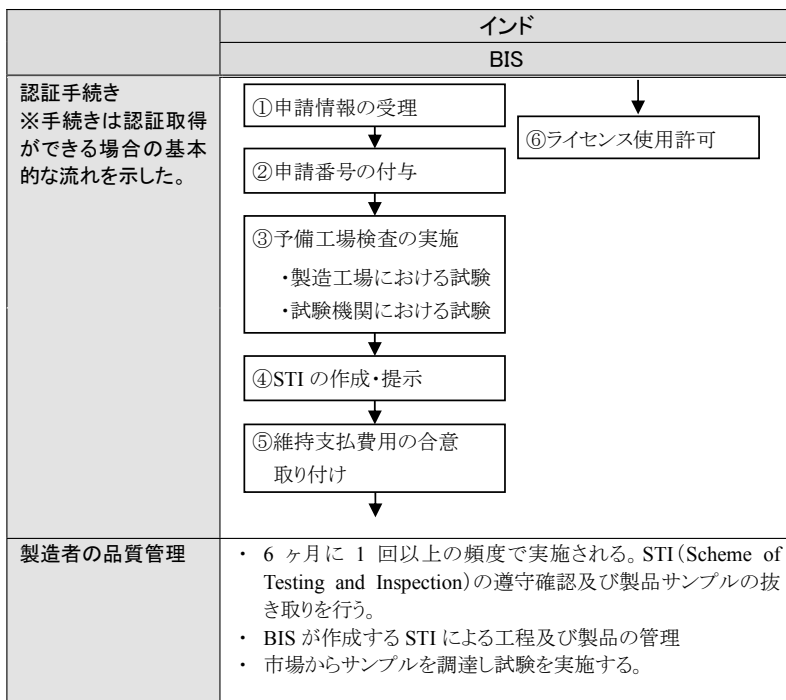
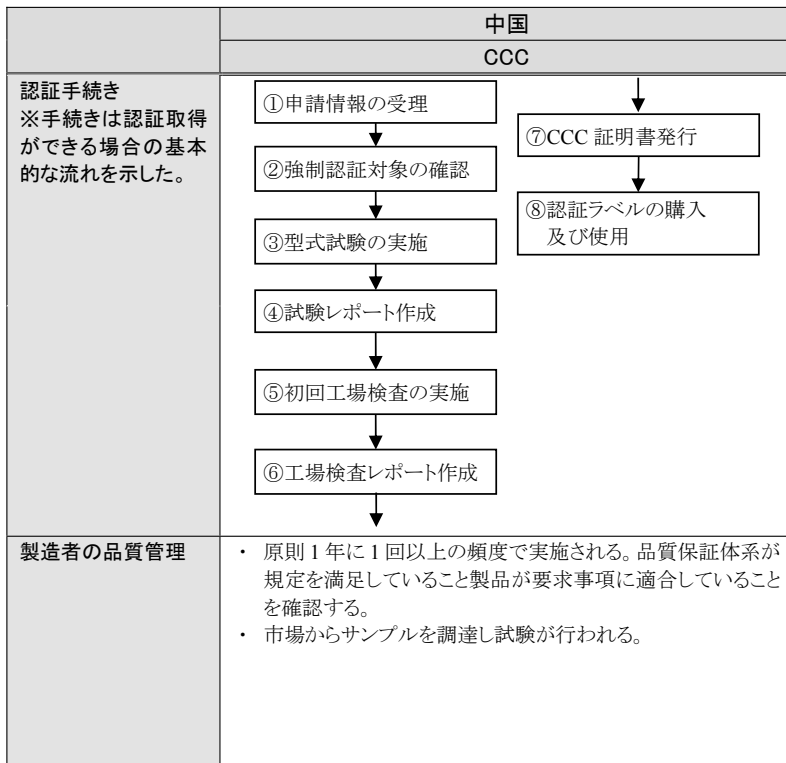
3. 【認証手続き等】

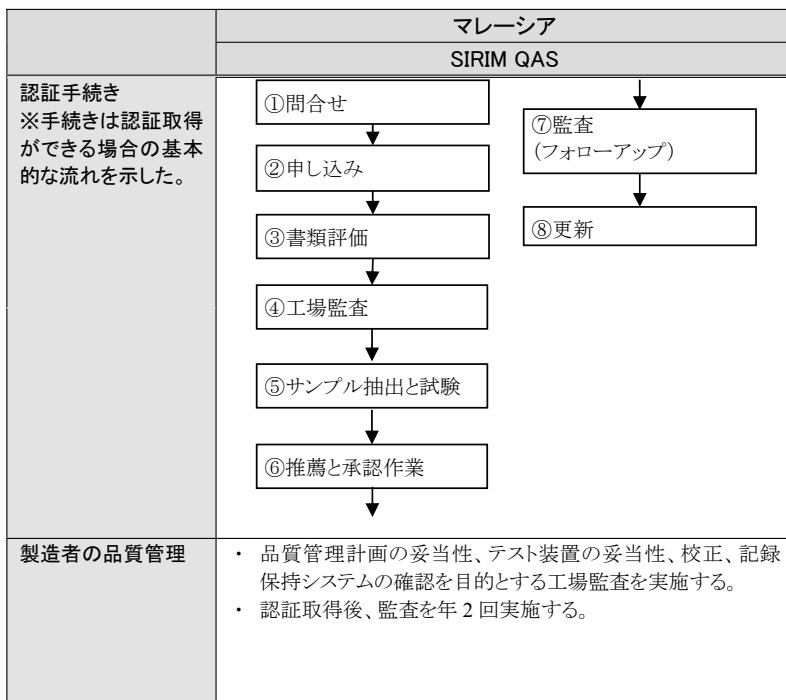
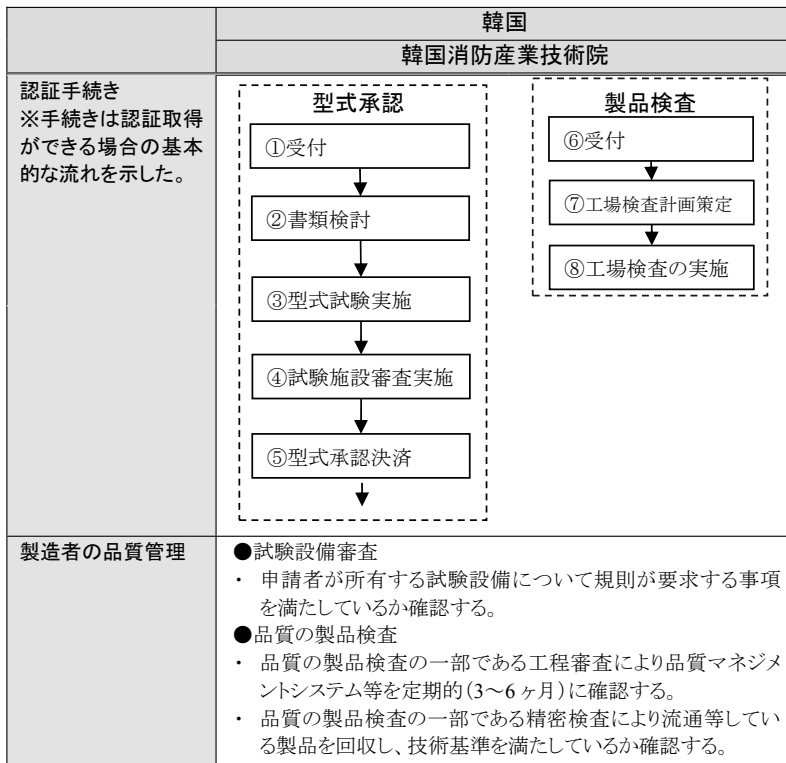
		米国	
		UL	
認証手続き ※手続きは認証取得ができる場合の基本的な流れを示した。		<pre> graph TD A[①事前確認(契約等)] --> B[②評価試験実施] B --> C[③プロシージャ作成] C --> D[④完了通知発行] D --> E[⑤初回出荷検査] E --> F[⑥UL 認証マーク使用許可] G[⑦年4回のフォローアップサービス] </pre>	
製造者の品質管理		<ul style="list-style-type: none"> ・ UL 認証製品の製造工場に、フォローアップサービスという UL 検査員による工場検査の実施 ・ UL 認証が維持されている限り、その製品の製造工場を定期的に検査 ・ 検査頻度は、基本年 4 回(四半期に 1 回)実施 ・ 製造工場への訪問は事前予告なしの実施が基本 ・ 一般市場からサンプルを調達する場合もある。 	

		米国	
		FM	
認証手続き ※手続きは認証取得ができる場合の基本的な流れを示した。		<pre> graph TD A[①事前確認(契約等)] --> B[②評価試験実施] B --> C[③品質工程検査*] C --> D[④レポート作成] D --> E[⑤FM 認証マーク使用許可] E --> F[⑥フォローアップ検査*] </pre>	<p>*新規申請者または新規製造工場の場合</p> <p>※頻度は管轄当局による。</p>
製造者の品質管理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設及びプロシージャの監査(F&PA)とは、認証製品の継続的な適合の確保のため、製造工場の設備や手順、及び品質プログラム管理の確認すること ・ 事前予告なしのフォローアップ検査を実施 ・ 頻度は国や州の管轄によって異なるが、最低年 1 回は実施 	

英国	
BRE (LPCB)	
<p>認証手続き ※手続きは認証取得ができる場合の基本的な流れを示した。</p>	<pre> graph TD A[①事前確認(契約等)] --> B[②評価試験及び工場監査 又は品質管理工程検査] B --> C[③評価の検証・確認] C --> D[④レポート作成] D --> E[⑤LPCB 認証マーク使用] E --> F[⑥定期監査 又は立会い試験] </pre>
<p>製造者の品質管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工場への工場検査の実施と、認証製品が設置されている施設での検査の実施 ・ 検査時、コンピューターのアクセスを含むあらゆる機器の操作が可能な会社の代表者は、BRE 検査員に同行する必要があります。

英国	
BSI	
<p>認証手続き ※手続きは認証取得ができる場合の基本的な流れを示した。</p>	<pre> graph TD A[①事前確認(契約等)] --> B[②評価試験実施] B --> C[③レポート作成] C --> D[④初回製造工場監査] D --> E[⑤Kitemark ライセンス発行] E --> F[⑥Kitemark シンボルの使用 許可] </pre>
<p>製造者の品質管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証を受けた製品を製造する工場は定期的な工場検査を実施





台湾	
財団法人消防安全中心基金会	
<p>認証手続き ※手続きは認証取得ができる場合の基本的な流れを示した。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">型式認可</p> <p>①受付</p> <p>↓</p> <p>②書類検討</p> <p>↓</p> <p>③工場審査</p> <p>↓</p> <p>④型式認可試験実施</p> <p>↓</p> <p>⑤型式認可決済</p> <p>↓</p> <p>⑥判定報告書作成</p> <p>↓</p> <p>⑦通知</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">個別認可</p> <p>⑧受付</p> <p>↓</p> <p>⑨個別認可試験</p> <p>↓</p> <p>⑩判定・通知</p> </div> </div>
<p>製造者の品質管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関は消防用機器等の認可作業規定に基づき、年度調査計画を策定し、少なくとも1年に1回以上監査を実施する。

シンガポール	
TÜV SÜD PSB Pte Ltd	
<p>認証手続き ※手続きは認証取得ができる場合の基本的な流れを示した。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①受付</p> <p>↓</p> <p>②書類評価</p> <p>↓</p> <p>③工場予備検査</p> <p>↓</p> <p>④適合証明書発行</p> <p>↓</p> <p>⑤リストへの掲載</p> <p>↓</p> <p>⑥ラベルの発行</p> <p>↓</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑦定期監査実施</p> </div> </div>
<p>製造者の品質管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年に1回もしくは規定のラベル発行数ごとに工場検査等が実施される。 ・ 5年ごとに認証取得時と同様の手続きで試験等を実施する。 <p>※上記は製品リスティング制度において class 1A に分類される製品の場合</p>

ベトナム	
QUATEST3	
<p>認証手続き ※手続きは認証取得ができる場合の基本的な流れを示した。</p>	<pre> graph TD A[①連絡] --> B[②申請] B --> C[③サンプリング及び型式試験] C --> D[④工場監査の実施] D --> E[⑤認証及び品質マークの使用許可] E --> F[⑥サーベイランス] </pre>
<p>製造者の品質管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ QUATEST 3 の認証手続きでは、サーベイランスが定期的 to 実施される。サーベイランスの周期について QUATEST 3 へヒアリングを行ったが、有用な回答は得られなかった。なお、工場によるチェックについては、月 1 回又は年 2 回の実施を求めているとのことである。

フィリピン	
BPS	
<p>認証手続き ※手続きは認証取得ができる場合の基本的な流れを示した。</p>	<pre> graph TD A[①申請] --> B[②書類評価] B --> C[③工場品質管理体制審査現場で製品] C --> D[④第三者評価試験] D --> E[⑤判定報告書の作成及び試験結果の審査] E --> F[⑥ライセンスの発行] F --> G[⑦定期監査の実施] </pre>
<p>製造者の品質管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的(少なくとも年に1回)に監査が実施される。

インドネシア	
BSI	
<p>認証手続き ※手続きは認証取得ができる場合の基本的な流れを示した。</p>	<pre> graph TD A[①申請] --> B[②書類確認] B --> C[③サンプリング、工場検査] C --> D[④製品試験] D --> E[⑤報告書の作成] A --> F[⑥評価、結果通知] F --> G[⑦証明書の発行] </pre>
<p>製造者の品質管理</p>	<p>サーベイランスが年に 1 回実施される。サーベイランスは、品質管理システムのサーベイランス、認証製品の品質のサーベイランスのいずれか又は両方が実施される。前回のサーベイランスで不適合があった場合、フォローアップ検査が行われる。1ヶ月以内に改善しない場合、製品認証証明書が一時停止又は無効となる場合がある。</p>

タイ	
TISI	
<p>認証手続き ※手続きは認証取得ができる場合の基本的な流れを示した。</p>	<pre> graph TD A[①申請] --> B[②書類確認、登録] B --> C[③工場検査、製品試験] C --> D[④評価、結果通知] D --> E[⑤ライセンスの発行] </pre>
<p>製造者の品質管理</p>	<p>サーベイランスは、定期サーベイランスとモニタリングから構成される。定期サーベイランスは、品質管理システムのサーベイランス、認証製品の品質のサーベイランスのいずれか又は両方が実施される。サーベイランスの実施頻度は状況により異なる。モニタリングは、「製品試験」及び「品質管理システムの適合性評価」を意味する。</p>



平成29年度「一般公開」のお知らせ

日本消防検定協会

日本消防検定協会では、平成29年度の科学技術週間にあたり、一般の方々に当協会の試験施設を公開するとともに、消防用機械器具等の展示・実演、体験コーナーを開設します。

平成29年度一般公開の日時については、下記のとおりですので皆様お問い合わせのうえ、ご来場下さい。

記

- 1. 日 時** 平成29年4月21日（金）
午前10時から午後4時まで 入場無料
※雨天決行
- 2. 場 所** 調布市深大寺東町4-35-16
日本消防検定協会 本所及び各試験場
同一の敷地内にある消防庁消防大学校・消防研究センター及び
(一財)消防防災科学センターの一般公開も同時に開催されます。

3. アクセスマップ

本所案内図

〒182-0012
東京都調布市深大寺東町 4-35-16
Tel. 0422-44-7471(代表)
Fax. 0422-47-3991

中央線 吉祥寺駅南口(6番) バス約20分
行 先：深大寺行、野ヶ谷行
又は調布駅北口行
下 車：消防大学前

中央線三鷹駅南口(8番) バス約20分
行 先：野ヶ谷行
下 車：消防大学前

京王線 調布駅北口(13番) バス約18分
行 先：吉祥寺駅行
下 車：消防大学前

4. イベント概要（当協会公開概要）

項目	概要	場所
住宅用消火器による消火実演及びエアゾール式簡易消火具の消火体験	住宅用消火器による天ぷら油火災の消火状況を見学できます。また、希望者はエアゾール式簡易消火具を使用した消火体験ができます。	消火散水試験場
消火器の操作体験	訓練用消火器を用いて目標物に放射する消火の疑似体験をすることができます。また、各種消火器及びエアゾール式簡易消火具の展示も行なっております。	消火散水試験場
屋内消火栓の操作体験	屋内消火栓を用いて目標物に放水する消火操作を体験することができます。	スプリンクラー消火試験場
住宅用防災警報器の展示	当協会の検定に合格した住宅用防災警報器の展示と説明を行います。また、当該警報器が煙を感知し、警報を発するまでの状況の実演等を行います。	感知器試験場
展示コーナー	消火器、スプリンクラーヘッド、火災報知設備、消防用ホースなど、各種消防用機械器具等の展示と説明を行います。	音響試験場・情報館展示室
ビデオ放映コーナー	ビデオにより消防機器の検定制度及び検定協会の紹介をいたします。	音響試験場・情報館3階
休憩コーナー	セルフサービスのコーヒーを用意しております。 ご自由にお楽しみください。	音響試験場・情報館3階

《昨年度の様子》

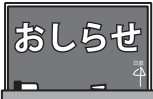


訓練用消火器を使用した操作体験



屋内消火栓を使用した操作体験

検定協会だより 29年2月



有効期限を経過した受託評価品目

【易操作性 1号消火栓】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
品評栓 第18～1～10号	H23.5.31	大阪府寝屋川市石津東町31番1号	株式会社横井製作所	H28.5.30
品評栓 第18～1～11号	H23.5.31	大阪府寝屋川市石津東町31番1号	株式会社横井製作所	H28.5.30
品評栓 第18～1～12号	H23.6.7	大阪府寝屋川市石津東町31番1号	株式会社横井製作所	H28.6.6
品評栓 第18～1～13号	H23.6.7	大阪府寝屋川市石津東町31番1号	株式会社横井製作所	H28.6.6
品評栓 第18～3～5号	H23.5.31	大阪府寝屋川市石津東町31番1号	株式会社横井製作所	H28.5.30
品評栓 第18～3～6号	H23.6.7	大阪府寝屋川市石津東町31番1号	株式会社横井製作所	H28.6.6
品評栓 第18～3～7号	H23.6.7	大阪府寝屋川市石津東町31番1号	株式会社横井製作所	H28.6.6
品評栓第23～3号	H23.5.31	大阪府高槻市井尻2丁目30番15号	株式会社北浦製作所	H28.5.30
品評栓 第23～3～1号	H23.11.24	大阪府高槻市井尻2丁目30番15号	株式会社北浦製作所	H28.11.23
品評栓第23～4号	H23.5.31	大阪府高槻市井尻2丁目30番15号	株式会社北浦製作所	H28.5.30
品評栓 第23～4～1号	H23.11.24	大阪府高槻市井尻2丁目30番15号	株式会社北浦製作所	H28.11.23

【2号消火栓】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
品評栓 第1～9～23号	H23.5.31	大阪府寝屋川市石津東町31番1号	株式会社横井製作所	H28.5.30
品評栓 第1～9～24号	H23.6.7	大阪府寝屋川市石津東町31番1号	株式会社横井製作所	H28.6.6
品評栓第23～1号	H23.5.31	大阪府高槻市井尻2丁目30番15号	株式会社北浦製作所	H28.5.30
品評栓 第23～1～1号	H23.11.30	大阪府高槻市井尻2丁目30番15号	株式会社北浦製作所	H28.11.29
品評栓第23～2号	H23.5.31	大阪府高槻市井尻2丁目30番15号	株式会社北浦製作所	H28.5.30

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■業界の動き■■

- 会議等開催情報 -

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会（平成29年1月12日）

- ・平成28年11月度理事会概要報告について
- ・住宅用火災警報器関連の報告について
検定申請個数等の定例報告

日本経済新聞記事「その火災警報器
生きてる？」紹介

読売新聞記事「警報器の電池 寿命
10年」紹介

- ・事務局長会議議事概要について
- ・平成28年度地区別業務懇談会報告
- ・平成28年度「自衛消防組織及び防災管
理の実効性向上専門家会合」第1回報
告
- ・委員長連絡会報告

○メンテナンス委員会

（平成29年1月18日）

- ・維持運用管理手法小委員会報告
建設的なメンテナンスを考える会に
ついて
- ・点検実務ハンドブック小委員会報告
- ・光警報装置の設置等（自主基準）に係
る維持管理について
- ・委員長連絡会報告

○技術委員会（平成29年1月19日）

- ・火報システム技術検討小委員会報告
受信機・中継器の検定細則改正案に
ついて
- ・光警報関連の報告
光警報システム検討小委員会報告
光警報連携小委員会報告
- ・火報試験基準検討小委員会
濃度計用白熱球のLED化検討WG
報告
- ・委員長連絡会報告

○設備委員会（平成29年1月26日）

- ・設備性能基準化小委員会報告
自動火災報知設備・光警報装置の設
置等について
（一社）公共建築協会との懇談につ
いて
- ・委員長連絡会報告

○システム企画委員会

（平成29年1月27日）

- ・光警報システム関連の経過報告
光警報装置関係の経過概要報告
光警報連携小委員会報告
- ・火報関連システムとの連携調査小委員
会報告
総合操作盤での非常通話装置（非常
電話）の扱いについて
- ・委員長連絡会報告

協会通信

◆（一社）日本消火器工業会◆

○第10回 企業委員会

（平成29年1月12日）

- ・消火器等の申請・回収状況
- ・消火器リサイクル推進センターからの報告
- ・消火器リサイクルシステムの検討課題について

◆（一社）日本消火装置工業会◆

○第136回 第三技術分科会

（平成29年1月17日）

- ・平成29年度第三部会活動予算申請について
- ・平成29年度工業会勉強会について
- ・その他

○第155回 第二技術分科会

（平成29年1月19日）

- ・水質汚濁防止法への解釈について
- ・特定駐車場用泡消火設備の点検票記載例について
- ・泡消火薬剤の廃棄関係について
- ・PFOA対応について
- ・その他

○第158回 第一技術分科会

（平成29年1月20日）

- ・ステンレス鋼管の使用上の留意事項について
- ・ハウジング継手の耐熱性の件について
- ・中部支部開催案内最終チェックについて
- ・その他

◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

○総務委員会 （平成29年1月24日）

- ・全国消防機器協会事務局長会議等の報告について
- ・平成29年 第1回表彰委員会の報告について
- ・JFPA規格（ガイドライン）の制定について（大型・小型技術委員会）
- ・第4回 消防機器等の海外展開の推進に向けた懇親会の報告について
日本製消防機器等に関する情報提供の依頼について
- ・公益目的支出計画実施報告書の審査完了について
- ・平成28年度 救助装備部会の開催について
- ・九州ライフガード TEC 防災・減災・危機管理展について
- ・その他

協会通信

■■人事異動■■

◆消防庁人事◆

○平成29年1月17日付

(氏名)	(新)	(旧)
中越 康友	併任 消防・救急課	総務課消防技術専門官 併任 予 防課理事官 併任 予防課危険物 保安室理事官
中嶋 仁美	併任 消防・救急課	総務課企画係長

平成29年1月号において下記のとおり文字抜けがございました。
お詫びして訂正いたします。

平成29年1月 第433号 P29

【誤】

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
	消第28～12号	三津浜工業株式会社	粉末（ABC）1.2kg（蓄圧式、鉄製）	H28.12.26
	消第28～13号	三津浜工業株式会社	粉末（ABC）1.5kg（蓄圧式、鉄製）	H28.12.26
	消第28～14号	三津浜工業株式会社	住宅用粉末（ABC）1.5kg（蓄圧式、鉄製）	H28.12.26
	消第28～15号	三津浜工業株式会社	粉末（ABC）3.0kg（蓄圧式、鉄製）	H28.12.26
	消第28～16号	三津浜工業株式会社	粉末（ABC）6.0kg（蓄圧式、鉄製）	H28.12.26

【正】

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
小型消火器	消第28～12号	三津浜工業株式会社	粉末（ABC）1.2kg（蓄圧式、鉄製）	H28.12.26
	消第28～13号	三津浜工業株式会社	粉末（ABC）1.5kg（蓄圧式、鉄製）	H28.12.26
	消第28～14号	三津浜工業株式会社	住宅用粉末（ABC）1.5kg（蓄圧式、鉄製）	H28.12.26
	消第28～15号	三津浜工業株式会社	粉末（ABC）3.0kg（蓄圧式、鉄製）	H28.12.26
	消第28～16号	三津浜工業株式会社	粉末（ABC）6.0kg（蓄圧式、鉄製）	H28.12.26

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認年月日
小型消火器	消第29～1号	株式会社 初田製作所	粉末（ABC）3.0kg（蓄圧式、鉄製）	H29.1.27

型式変更承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認年月日
GR型受信機 （アナログ式及び 自動試験機能付）	受第14～6～3号	ニッタン株式会社	交流100V、外部配線抵抗10Ω 公称受信温度45℃～80℃ 公称受信濃度（スポット型） 3.1%/m～15.0%/m	H29.1.27
一斉開放弁	開第28～1～1号	小熊機械株式会社	加圧型 125（10K、縦横両用）	H29.1.13
	開第28～2～1号	小熊機械株式会社	加圧型 150（10K、縦横両用）	H29.1.13

品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認年月日
予備電源	品評予 第29～1号	ダイニチ電子 株式会社	受信機用（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池） 0.45Ah/5HR	H29.1.31
消防用ホース	H0725IA02A	オカニワ株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称100（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）	H29.1.26
	H0725FC07A	オカニワ株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称65（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織）	H29.1.26
	H0724FC07A	オカニワ株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称65（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織）	H29.1.26
	H0721DC03A	オカニワ株式会社	平、合成樹脂、使用圧0.7、呼称40（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織）	H29.1.26
特殊消防ポンプ自動車 又は特殊消防自動車 に係る特殊消火装置	MLLA5-30SML-1	株式会社モリタ	はしご付消防ポンプ自動車	H28.8.22
	MLL5-40WEL-2	株式会社モリタ	はしご付消防ポンプ自動車	H28.10.26

認定評価 型式変更評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認年月日
複合装置	認評非 第13～19～1号	パナソニック 株式会社	防雨型、AC100V	H29.1.6
スピーカー	認評放 第22～6～1号	パナソニック システムネットワークス 株式会社	コーン型（1W/3W・L級）、 音響パワーレベル94dB	H29.1.16
易操作性1号消火栓	認評栓 第26～1～1号	株式会社 横井製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称30	H29.1.5

検定対象機械器具等申請一覧表

種別		型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	0	21	2,477	55.9	92.8
	小型	1	0	120	476,381	86.2	104.2
消火器用消火薬剤	大型用	1		4	128	28.8	72.9
	小型用			20	23,008	161.2	109.7
泡消火薬剤		0		33	189,480	114.4	98.9
感知器	差動式スポット型	0	0	34	237,531	95.0	99.2
	差動式分布型	0	0	11	6,490	66.1	96.7
	補償式スポット型	0	0	1	500	100.0	38.5
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	皆減
	定温式スポット型	7		44	121,516	108.0	111.6
	熱アナログ式スポット型	0	0	6	6,900	108.5	129.9
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	-	115.0
	光電式スポット型	0	0	46	110,148	65.4	92.7
	光電アナログ式スポット型	0	0	13	32,940	58.6	108.3
	光電式分離型	0	0	5	280	101.8	135.2
	光電アナログ式分離型	0	0	2	115	164.3	160.4
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	-	-
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	皆増
	紫外線式スポット型	0	0	2	130	185.7	180.0
赤外線式スポット型	0	0	5	650	63.7	99.1	
紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	皆減	91.6	
炎複合式スポット型	0	0	0	0	-	-	
発信機	P型1級	0	0	19	21,131	95.1	101.4
	P型2級	0	0	12	5,010	145.8	92.8
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		4	0	91	32,656	85.3	105.0
受信機	P型1級	0	0	53	2,402	90.0	103.1
	P型2級	0	0	16	5,675	159.1	93.8
	P型3級	0	0	1	40	皆増	5.5
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	12	114	85.1	112.2
	G型	0	0	4	4	30.8	103.4
	GP型1級	0	0	11	39	102.6	93.9
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	15	36,095	126.8	105.9
GR型	0	0	15	217	87.1	106.3	
閉鎖型スプリンクラーヘッド		0	0	46	188,495	88.9	79.7
流水検知装置		7	2	38	2,200	92.2	74.8
一斉開放弁		0	0	24	1,442	86.1	124.7
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	1	4	皆増	66.7
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	0	23	14,026	121.2	107.2
緩降機		0	0	3	552	306.7	119.5
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	12	65,605	70.3	96.9
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	0	26	356,552	70.9	109.8
合計		20	2	789	1,940,933	85.6	100.7

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価依頼一覧表

品質評価業務	型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-
音響装置	0	0	0	2	310	31.0	32.0
予備電源	0	0	0	3	20,704	95.9	111.6
外部試験器	0	0	0	6	370	411.1	139.1
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	2	700	皆増	129.3
	受信装置等	0	0	0	0	-	5.0
光警報装置	2	0	0	0	0	-	-
光警報制御装置	1	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	4	100,400	408.1	205.0
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	8	368,001	96.3	99.2
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	7	3,010	106.6	82.3
消火設備用消火薬剤	0	0	0	9	73,576	60.4	96.0
住宅用スプリンクラー設備	0	0	0	0	0	-	-
住宅用スプリンクラー設備・構成部品	0	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	1	0	100	195	106.6	103.4
	可搬消防ポンプ	0	0	1	96	21.9	90.3
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	3	880	165.7	120.2
	呼称65以下のもの	0	0	2	70	55.6	130.2
消防用ホース	平 40を超えるもの	2	0	16	33,411	89.0	92.4
	平 40以下のもの	2	0	12	32,321	62.3	85.5
	濡れ	0	0	1	1	皆増	66.7
	保形	0	0	7	6,349	85.0	89.0
大容量泡放水砲用	0	0	0	0	皆減	72.4	
消防用結合金具	差込式	6	0	36	104,756	181.4	96.4
	ねじ式	0	0	22	18,656	113.4	83.3
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	128.9
	同一形状	3	0	2	450	皆増	75.9
漏電火災警報器	変流器	0	0	10	4,145	98.8	99.9
	受信機	1	0	6	2,400	58.7	90.4
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	3	35,008	64.0	104.2
特殊消防ポンプ自動車	5	0	0	65	67	89.3	111.0
特殊消防自動車				13	13	325.0	153.1
可搬消防ポンプ積載車	0	0	0	6	6	100.0	93.3
ホースレイヤー	0	0	0	1	1	33.3	103.8
消防用積載はしご	0	0	0	8	170	76.6	106.2
消防用接続器具	3	0	0	15	4,508	128.8	98.8
品質評価業務				確認評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
外部試験器の校正	0	0	0	5	12	60.0	78.9
オーバホール等整備				6	6	120.0	94.7

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

平成29年 1月

認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置	0	0	0	28	32,271	509.1	84.2	
非常ベル及び自動式サイレン	0	0	1	42	5,240	141.5	110.1	
放送設備	2	0	17	70	75,939	68.3	95.0	
パッケージ型自動消火設備	0	0	0	0	0	皆減	15.8	
パッケージ型自動消火設備・構成部品	0	0	0	0	0	皆減	19.0	
総合操作盤	0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	2	0	15	3,510	100.6	97.5
	2号消火栓	0	0	0	14	2,259	75.3	74.0
	広範囲型2号消火栓	0	0	0	8	385	160.4	301.5
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	40.0
	ノズル	0	0	0	25	5,744	45.9	84.0
認定評価業務	装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0	0	10	98,250	159.1	100.1	
認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
特定駐車場用泡消火設備	0	0	0	2	710	6.3	79.6	
認定評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	0	0	0	0	0	-	-	
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置	0	0	0	8	8	100.0	85.3	
特定機器評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
特定機器評価	0	2	0	0	11	30,845	129.7	116.2
受託試験及びその他の評価	依頼件数			依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
受託試験(契約等)	0							
受託試験(その他の契約等)				1	1	50.0	116.7	
評価依頼(基準の特例等)	0							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

今年も花粉の飛散シーズンに入り、花粉症の諸症状にお悩みの方にはたいへん辛い季節となりました。ちなみに小職も毎年この時期は、目のかゆみと鼻水にたいへん難儀をしております。今年のスギとヒノキの花粉飛散量は全国平均で平年の1.2倍、飛散の少なかった昨年の4.4倍という予想も出ているようです。目・鼻をしっかりケアしていたわり、少しでも楽にこの季節を乗り切りたいものです。

今月の巻頭のことばは、『『災害に強く安心・安全に暮らせるまち』を目指す新

しい静岡市消防局」と題して、静岡市消防局長望月 昇様よりご寄稿いただきました。

東京消防庁予防部調査課様より、「東京消防庁管内における政令対象物の火災状況（その1）」についてご寄稿いただきました。

協会情報として「消防用機器に係る海外の認証制度及び認証機関等に関する調査研究事業について【12カ国】」及び、毎年4月に開催します「一般公開」のご案内を掲載させていただきました。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいませようお願いします。

(1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電 話 0422-44-8471（直通）
E-mail
<kikenka@jfeii.or.jp>

発行 日本消防検定協会

<http://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大 阪 支 所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4 階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 9 階
TEL 03-3593-2991 FAX 03-3593-2990

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。
e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

